

## 荒川下流河川敷利用ルールに係る改定経緯

【背景】荒川下流部は、年間1,500万人の方が利用する都内の貴重なオープンスペースとなっているが、利用者の増加とともに、自転車の高速走行、ゴルフ練習、ゴミの不法投棄など、危険・迷惑行為をする者も増加し、重大事故の発生や河川美化の低下につながっていた。

平成22年4月1日より「荒川下流河川敷利用ルール」を本格運用  
・沿川自治体及び河川敷占有者とともに統一した「9項目」で構成

### 荒川下流河川敷利用ルール

- ① 自転車はいつでも止まれるスピードで走行すること(目安として時速20km以下)。
- ② ゴルフの練習は行わないこと(素振りを含む)。
- ③ 22時以降は音の出る花火はしないこと。
- ④ 他の者に迷惑をかける騒音は出さないこと。
- ⑤ ラジコン飛行機は飛ばさないこと(ヘリコプターを含む)。
- ⑥ 犬のリードは離さない・フンの放置はしないこと。
- ⑦ ゴミの不法投棄はしないこと。
- ⑧ バーベキュー・たき火等の火気を使用しないこと。
- ⑨ 自動車及びオートバイ等は河川敷道路等への進入はしないこと(許可車両を除く)。

利用ルールの根拠を明確化した上で、「あらかじめ」を合言葉に、荒川下流部の河川敷を誰もが安全で快適に利用できるように、また、他の利用者への心遣い・譲り合いの心を持っていただけるように「禁止行為」、「危険・迷惑行為」、「マナー」に分類した。

平成26年3月より「新・荒川下流河川敷利用ルール」を本格運用  
・利用ルールは「禁止行為」、「危険・迷惑行為」、「マナー」に分類された「12項目」

### 新・荒川下流河川敷利用ルール

荒川下流部の河川敷を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。

#### 禁止行為

法律等で禁止されている行為

- ① ゴミの不法投棄は禁止です。  
▶根拠法律等:  
河川法第29条第1項、同法施行令第16条の4第1項第2号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第4項、同法第16条
- ② たき火やゴミの焼却は禁止です。  
▶根拠法律等:  
河川法第29条第1項、同法施行令第16条の4第1項第1号
- ③ 犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。  
▶根拠法律等:  
(ノーリード)  
動物の愛護及び管理に関する法律第7条第1項  
東京都動物の愛護及び管理に関する条例第9条第1号  
埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第7条第1号  
(フンの放置)  
河川法第29条第1項、同法施行令第16条の4第1項第2号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第4項、同法第16条  
東京都動物の愛護及び管理に関する条例第7条第6号  
埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第6条第7号
- ④ 自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です(管理者の許可がある場合は除く)。  
▶根拠法律等:  
河川法第29条第1項、同法施行令第16条の4第1項第3号

#### 危険・迷惑行為

安全対策や防音対策がない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為

- ① バットやゴルフクラブなどは指定場所以外では使用しない。
- ② バーベキューや煮炊きなどは指定場所以外では行わない。
- ③ ラジコン飛行機(ヘリコプターを含む)は飛ばさない。
- ④ 他の者に迷惑をかける騒音は出さない。
- ⑤ 22時以降は音の出る花火はしない。

#### マナー

- ① 自転車は徐行し、歩行者を優先しましょう。
- ② 河川敷道路に自転車や荷物などを置かないようにしましょう。
- ③ 河川敷道路では、キャッチボールなど通行の妨げとなることはやめましょう。

### 【現行ルール】

平成30年1月より利用ルールの「危険・迷惑行為」の規定を一部改定した「新・荒川下流河川敷利用ルール」を運用

### 新・荒川下流河川敷利用ルール

荒川下流部の河川敷を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。

#### 禁止行為

法律等で禁止されている行為

- ① ゴミの不法投棄は禁止です。
- ② たき火やゴミの焼却は禁止です。
- ③ 犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。
- ④ 自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です(管理者の許可がある場合は除く)。

#### マナー

- ① 自転車は徐行し、歩行者を優先しましょう。
- ② 河川敷道路に自転車や荷物などを置かないようにしましょう。
- ③ 河川敷道路では、キャッチボールなど通行の妨げとなることはやめましょう。

施行 平成26年3月1日  
改定 平成30年1月1日

#### 危険・迷惑行為

安全対策や防音対策がない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為

- ① バットやゴルフクラブなどは指定場所以外では使用しない。
- ② バーベキューや煮炊きなどは指定場所以外では行わない。
- ③ 無人航空機(ドローン・ラジコン機等)は飛ばさない。  
但し、利用目的について公共性が高く、飛行エリアの安全が確保でき、下記の3要件を満たす場合は、飛行することが可能となります。  
要件1: 航空法第132条で定める飛行の禁止空域においては、飛行について航空法の許可を得ていること。  
要件2: 航空法第132条の2で定める飛行の方法を守ること。  
ただし、それによらず飛行させるときは、航空法の承認を受けていること。  
要件3: 占用地においては占有者、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けていること。  
なお、事故や災害時に、国、地方公共団体、警察及びこれらの者から依頼を受けた者が捜索又は救助を行うために無人航空機(ドローン・ラジコン等)を飛行させる場合は適用されません。
- ④ 他の者に迷惑をかける騒音は出さない。
- ⑤ 22時以降は音の出る花火はしない。

利用ルールの適用範囲は、河口から笹目橋までの約30km区間です。

### 【新たな課題への対応】

- ・ 200グラム未満のドローン等が禁止となるように記載する。
- ・ 令和3年9月航空法施行規則の一部改正(紐付ドローンへの規制緩和)に対応した記載とする。
- ・ 花火は、騒音に係る規制と合わせた記載にするとともに規制する時間帯を明確化する。
- ・ 自転車にいついかなる時も直ちに停止できるような走行を求めていないため、徐行を削除する。
- ・ 自転車、歩行者双方が配慮するように歩行者優先を削除する。

令和4年7月1日改定